○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項、第四項第一号ロ及び第十三項並びに第三十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（第一種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の二　［略］ ［２・３　略］ ４　法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 ［一～三　略］ 四　公衆電話機（届出を要しない機能） 第二十四条の五　法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ ［削る］	（第一種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の二　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一～三　同上］ 四　公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置（届出を要しない機能） 第二十四条の五　［同上］ ［一～七　同上］ 八　番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表第一〔第２条・第６条・第７条・第８条〕

勘　定　科　目　表

資　産

科　目	款（原価部門）	項
１　電気通信事業固定資産		
⑴　有形固定資産	第一種指定設備管理部門	１　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 ＳＩＰサーバ セッションボーダコントローラ ＥＮＵＭサーバ ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（ＩＰ―ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能

改　正　前

別表第一〔第２条・第６条・第７条・第８条〕

勘　定　科　目　表

資　産

科　目	款（原価部門）	項
１　電気通信事業固定資産		
⑴　有形固定資産	第一種指定設備管理部門	１　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 ＳＩＰサーバ セッションボーダコントローラ ＥＮＵＭサーバ ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（ＩＰ―ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能

			を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 （何） ２　特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 （何） ２　特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		

		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
		信号網設備
		専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 （何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	［略］
	支援設備（補助部門）	［略］
	全般管理（補助部門）	［略］
［略］		

費　　用
営　業　費　用

科　　目	款（原価部門）	項
［略］		
運用費	第一種指定設備管理	（何）

		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
		信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備
		専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 （何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	［同左］
	支援設備（補助部門）	［同左］
	全般管理（補助部門）	［同左］
［同左］		

費　　用
営　業　費　用

科　　目	款（原価部門）	項
［同左］		
運用費	第一種指定設備管理	番号案内

	部門	
	第一種指定設備利用部門	［略］
［略］		

収　　益

営　業　収　益

科　　目	款（原価部門）	項
［略］		

（注）

［略］

別表第二〔第６条・第８条〕

接続会計財務諸表様式

［様式第１・様式第２　略］

様式第３

固定資産帰属明細表

（単位　円）

［表　別紙二　挿入］

（注）

［略］

様式第３の２

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位　円）

［表　別紙四　挿入］

（注）

［１・２　略］

様式第４

設備区分別費用明細表

（単位　円）

	部門	
	第一種指定設備利用部門	［同左］
［同左］		

収　　益

営　業　収　益

科　　目	款（原価部門）	項
［同左］		

（注）

［同左］

別表第二〔第６条・第８条〕

接続会計財務諸表様式

［様式第１・様式第２　同左］

様式第３

固定資産帰属明細表

（単位　円）

［表　別紙一　挿入］

（注）

［同左］

様式第３の２

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位　円）

［表　別紙三　挿入］

（注）

［１・２　同左］

様式第４

設備区分別費用明細表

（単位　円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	［略］	信号網設備	専用加入者線装置モジュール	［略］	［略］	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	［略］	合計
営業費												
うち貸倒損失												
運用費												
施設保全費												
共通費												
管理費												
試験研究費及び研究費償却												
減価償却費												
固定資産除却費												
うち除却損												
通信設備使用料												
租税公課												
合計												

（単位　%）

直課												
活動基準帰属												
配賦												

（注）
［1～4　略］
［様式第4の2　略］

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	［同左］	信号網設備	番号案内データベース及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	［同左］	［同左］	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	［同左］	合計
営業費													
うち貸倒損失													
運用費													
施設保全費													
共通費													
管理費													
試験研究費及び研究費償却													
減価償却費													
固定資産除却費													
うち除却損													
通信設備使用料													
租税公課													
合計													

（単位　%）

直課												
活動基準帰属												
配賦												

（注）
［1～4　同左］
［様式第4の2　同左］

備考　表中の［］の記載は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能及び次条に定める組合せ適用接続機能（以下この条及び第十八条の三の二において単に「組合せ適用接続機能」という。）とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備（組合せ適用接続機能については、次条各号に掲げる機能に対応する同表の下欄に掲げる対象設備とする。）及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
一　端末回線伝送機能	［略］	［略］	［略］
	総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）により通信を伝送する機能（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送する機能に限る。）	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。）
	［略］	［略］	［略］

［略］

十及び十一　削除

［略］

備考

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　［同上］

機能の区分		内容	対象設備
一　端末回線伝送機能	［同上］	［同上］	［同上］
	総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）により通信を伝送する機能（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。）	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。）
	［同上］	［同上］	［同上］

［同上］

十　番号案内機能　　電気通信番号の案内を行う機能　　番号案内データベース及び番号案内装置

十一　削除

［同上］

備考

［一・二　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（次項及び次条第一項において「新規則」という。）の規定の例により、接続約款（電気通信事業法（次項において「法」という。）第三十三条第二項の接続約款をいう。）について、同項の認可の申請をすることができる。

２　総務大臣は、前項の規定により法第三十三条第二項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新規則の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた接続約款は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

（経過措置）

第三条　前条第一項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日が施行日以後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当

該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

2　第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同令第六条第一項の接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書について適用する。

［別紙一］

			合計	サービス活動	（何）	指定外電気通信設備	第一種指定設備利用部門計	うち光信号中継伝送機能に係るもの	（何）	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路	（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	公衆電話設備	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	特別第一種指定設備	一般第一種指定設備	第一種指定設備管理部門計		
公衆電話機械設備		取得価額																																
		減価償却累計額																																
		帳簿価額																																
市内機械設備		取得価額																																
		減価償却累計額																																
		帳簿価額																																
市外機械設備		取得価額																																
		減価償却累計額																																
		帳簿価額																																
電報機械設備		取得価額																																
		減価償却累計額																																
		帳簿価額																																

機械設備	伝送機械設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
	無線機械設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
	電力設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
	電話番号案内設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
	監視設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
	（何）	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
空中線設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
通信衛星設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
端末設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
線路設備	市内線路設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
	市外線路設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
土木設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													

海底線設備	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
建物	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
構築物	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
機械及び装置	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
車両及び船舶	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
工具、器具及び備品	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
休止設備	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
土地	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
建設仮勘定	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
無形固定資産	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
設備区分ごとの固定資産合計	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																

［別紙二］

			合計	サービス活動	（何）	指定外電気通信設備	第一種指定設備利用部門計	うち光信号中継伝送機能に係るもの	（何）	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	信号網設備	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路	（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	公衆電話設備	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	特別第一種指定設備	一般第一種指定設備	第一種指定設備管理部門計
公衆電話機械設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
市内機械設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
市外機械設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
電報機械設備		取得価額																													
		減価償却累計額																													

機械設備		帳簿価額																												
	伝送機械設備	取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
	無線機械設備	取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
	電力設備	取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
	監視設備	取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
	（何）	取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
空中線設備		取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
通信衛星設備		取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
端末設備		取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
線路設備	市内線路設備	取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
	市外線路設備	取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
土木設備		取得価額																												
		減価償却累計額																												
		帳簿価額																												
		取得価額																												

海底線設備	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
建物	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
構築物	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
機械及び装置	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
車両及び船舶	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
工具、器具及び備品	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
休止設備	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
土地	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
建設仮勘定	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
無形固定資産	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													
設備区分ごとの固定資産合計	取得価額																													
	減価償却累計額																													
	帳簿価額																													

［別紙三］

																									合計
																									（何）
																									伝送路
																									ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
																									中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
																									網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
																									網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）
																									一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び
																									メディアゲートウェイ
																									ゲートウェイルータ
																									ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ
																									ＥＮＵＭサーバ
																									セッションボーダコントローラ
																									ＳＩＰサーバ
																									一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備
																									一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ
																									一般第一種指定県間中継ルータ
																									一般第一種指定中継ルータ
																									一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び
																									一般第一種指定設備計
［略］																									
［略］	電力設備	取得価額																							
		減価償却累計額																							
		帳簿価額																							
	電話番号案内設備	取得価額																							
		減価償却累計額																							
		帳簿価額																							
［略］																									

［別紙四］

																													合計
																													（何）
																													伝送路
																													ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
																													中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
																													網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
																													網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）
																													一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び
																													メディアゲートウェイ
																													ゲートウェイルータ
																													ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ
																													ＥＮＵＭサーバ
																													セッションボーダコントローラ
																													ＳＩＰサーバ
																													一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備
																													一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ
																													一般第一種指定県間中継ルータ
																													一般第一種指定中継ルータ
																													一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び
																													一般第一種指定設備計
［略］																															
［略］	電力設備	取得価額																													
		減価償却累計額																													
		帳簿価額																													
［略］																															